

令和4年1月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和4年1月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊟遅刻 ㊟早退)	
○ 1 番 野中 孝	○ 2 番 瀬川 靖典	○ 3 番 佐次川 茂
○ 4 番 益本 徳市	㊟ 5 番 松永 敬資	○ 6 番 松本 堅一
○ 7 番 武部 文男	㊟ 8 番 太田 重敏	㊟ 9 番 梶山 達男
○ 10番 崎村 康子	○ 11番 大石 恵子	㊟ 12番 久保 繁徳
○ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	○ 15番 田中 康
○ 16番 松本 由美子	○ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂
○ 19番 伊藤 薫		
出席農業委員数 15名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 山下 勝美	○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳
○ 山口 康明	○ 増山 新太郎	
○ 末永 勇	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治
○ 瀬川 和男	○ 坂本 康弘	
○ 渡口 学	○ 前田 清人	○ 志水 悦男
○ 紙本 政信	○ 北川 廣海	
○ 瀬川 伸清	○ 松本 覚二	
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	係 長 有浦 豊久	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	伊 藤 薫	
8. 議事録署名委員の指名		
3 番 佐 次 川 茂	4 番 益 本 徳 市	

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりました。只今から1月の農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員でございますが、農業委員5番の松永敬資委員、同じく9番、梶山達男委員、8番の太田重敏委員、12番の久保繁徳委員、推進委員5番の濱崎稔委員、以上5名の方から欠席の届出が出ておりますが、総会は成立しておりますので、ご報告いたします。

本日の総会でございますが、皆様に申し上げるまでもなく、21日になりますが、長崎県の方にまん延防止等重点措置の適用がなされました。この時は、まだ長崎市と佐世保市だけだったのですが、昨日から県下全域、松浦市を含めた県下全域がまん延防止等重点措置の対象区域となっております。その中での総会開会となりますけれども、総会の開会に当たりましては、農業委員の総会は参集で審議をするという規定になっておりますので、大変申し訳ございませんが、ご了解いただいてご審議のほどに当たっていただきたいと思っております。

本日は、いつもより間隔を広くして可能な限りまん延防止と言いますか、感染防止対策を取って議事の進行を行いたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

それでは、会長の挨拶に続きまして、総会に入りたいと思っております。

会長

皆様、お疲れ様です。今事務局長から報告がありましたけれども、長崎県まん延防止等重点措置でですね、非常にですね、コロナはもう終わったのかなと12月まではそのような雰囲気ございましたけれども、新しい種で、非常に感染力が強いと言われております。重症化が少ないということで、少し軽視しすぎて今爆発的に増えてきております。農業委員会としても一人も出さないという方向でですね、先ほども申しましたように、爆発的な感染力を持っているということで、一人かかれば非常に濃厚接触者で、クラスターになりやすいというですね、そういう状況でございますので、皆さんも軽視するんじゃないで、十分インフルエンザと同じような症状ということも言われておりますけれども、十分予防対策等を徹底していただいて日常生活が戻るようなことをお願いをしておきたいと思っております。それから、1月も27日になりまして、明けましておめでとうございませぬ、という時期は過ぎておりますけれども、今年最初の2022年1月の開会でございますので、皆さん1年間よろしくお願いたしますということをお願いをしておきたいと思っております。先週木曜日に会長、事務局長会議が開催されましたが、これもコロナの影響で当初長崎に行く予定でしたが、リモート開催になりまして会議を開催した訳ですけども、その中で、予算関係についてちょっと触れておきたいと思っております。令和4年度の当初予算については、農業委員会交付金等大きな変動はございませんけれども、一つだけ大きく変わる予算があります。今松浦市が利用しています農地利用最適化交付金51億円ですね、この事業は一つ大きな問題として2年度の予算執行額が29億として、全国として半分しか使っていないんですね。そういうことが2年3年続くと来年度以降大幅な減額となる見通しということですね、ぜひ長崎県においてもこの事業を皆さん推進していただきたい、事業を使っていただくような農業会議の指導でございますけれども、長崎県においても半分以上がまだ活用していないという状況でございます。この農地利用最適化交付金の51億については、執行率

を100%にしていかなければ来年度以降が厳しくなるということが言われています。その事業の中で大きく変わる点が、松浦市にも影響してきますけども、今までの交付の割合が活動が3割、成果が7割という負担割合をしておりましたけども、このところが大きく変わって成果重視から活動重視になって、松浦市にも相当影響があると農業会議からも聞いております。農地の総面積が松浦市は少ないですから、そういうことを考えると活動重視になるのはいいんですけども、農地面積の絶対数が少ないということで、松浦市は交付金がかかなり下がるんじゃないかということで農業会議から言われております。急激に交付金の下がる場合には、激減緩和措置をしていくということで、1年目に急激が変わるというようなことはないかと思っております。以上が大きな変更点でございます。それからその交付金の用途を拡大するというですね、今までは委員さんの手当だけになっていましたけども、今後はその交付金を使って事務費が加わってくるということでございます。今までは事務費がなかったんですけども、交付金の中に事務費が乗せられるということが大きく変わった点でございます。それから新しい事業で農業委員会情報収集等業務効率化支援事業で、4億5千万円の新しい事業を加えておりますけども、これら農業委員会委員にタブレットを交付して、仕事を簡素化してやり易いようにしようということで、私も詳しくは存じてないんですけども、平均で全国の1農業委員会辺り10個くらいの割り当てに計算上はなるようになっております。その他の不足する分は市単独の予算化するのかどうかというのは、今のところ事務局等とも協議をしておりますけれども、予算については、全国農業会議の話では4億5千万円、全国の農業委員、推進委員さんにタブレットを交付しようということで、今のところ計算すると半分くらいの予算しかないという状況でございます。来年の予算関係については以上が特徴的なものだということで報告します。最後に、昨年末から今年にかけて長崎県の重点5項目であります農業者年金の加入推進を12月から1月にかけて農業委員さん推進委員さんに必ず1件、2件訪問をお願いしておりましたが、何とか見通しがつくようになったということが事務局から聞いておりますので、この後制度と報告については事務局からあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で会長の挨拶に代えたいと思います。

それでは、早速議事に入っていきたいと思っております。

議長 議事3の議事録署名人の指名を行います。3番佐次川委員、4番益本委員にお願いします。

続きまして、議案4の各種報告です。事務局の説明をお願いします。

事務局 皆様お疲れ様です。私から各種報告をさせていただきます。議案は1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告が1件ございます。令和3年11月29日に志佐町里免[]に在住の[]氏からあっせんの申し出があった分です。相手方は志佐町田ノ平免[]番地に在住の[]氏、種類は売買で、対象地は志佐町田ノ平免字勢子[]から[]番までの計4筆、地目はすべて田で4,586㎡です。あっせん会

につきましては、現在日程調整中でございます。よろしくお願いいたします。

議長 はい。今事務局からあっせん事業について報告がございました。あっせん委員の鈴木委員から報告をお願いします。

推進委員 推進委員8番の鈴木です。今年初めに、どなたかにということで、あっせんの相手を探しておりましたが、田んぼの横を所有しておられました[]氏にお話ししたところ、あまり乗り気はありませんでしたが、一応話だけは聞かれるということで交渉の場にはついてくれるということで、そういう方向で進めております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。相手方に[]さんを選定されて、話だけは聞いてみようということですね。

推進委員 最終的には預かってもいいということです。(鈴木委員)

議長 はい、ありがとうございます。今後とも対応よろしくお願ひしたいと思ひます。
続きまして、合意解約の方お願いします。

事務局 はい。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。議案の1ページから2ページにかけて、12件ございます。件数が多いので、貸人、借人の氏名または名称にて説明させていただきます。

1ページ1件目の貸人、[]氏、借人、長崎県農業振興公社の分から2ページの2件目貸人、[]氏、借人、長崎県農業振興公社の分までの7件、12筆分につきましては、借人都合による解約でございまして、次の段の2ページ3件目の貸人、長崎県農業振興公社、借人、[]氏の解約分の農地12筆と同じということでございます。次に、2ページ4件目、貸人長崎県農業振興公社、借人、[]氏の分は、経営主が[]氏の子となったため借人が変更となったことによるものです。5件目、貸人、[]氏、借人、[]氏の分は地理的要件による借人都合の解約です。6件目、貸人、[]氏、借人、長崎県農業振興公社の分は、借人都合によるものです。最後の7件目です。貸人、[]氏、借人、[]氏の分は、借人の経営規模縮小によるものです。

資料は3ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について1件ございます。被相続人、[]氏、相続人、[]氏です。農地の所在は御厨町木場免字野中田[]から御厨町郭公尾免字横瀬[]までの田15筆、畑2筆で、合計面積は15,822㎡です。被相続人、[]氏は、令和3年4月8日に死亡されており、令和3年8月2日に相続登記が完了したということで、相続人から令和4年1月15日に届出がされたもので、同日で受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況です。12月分で農地法5条関係が4件ご

ございました。1件目は、譲渡人、■■■■氏、譲受人、■■■■氏、転用目的は駐車場用地で、面積は195㎡です。2件目は、譲渡人、■■■■氏、譲受人、■■■■氏、転用目的は一般個人住宅で、面積は377㎡です。3件目は、譲渡人、■■■■氏、譲受人、社会福祉法人■■■■■■■■■■理事長、■■■■氏、転用目的は駐車場用地で、面積は934㎡です。4件目は、譲渡人■■■■氏、譲受人、■■■■株式会社代表取締役、■■■■氏、転用目的は資材置場及び駐車場用地で、面積は1,582㎡です。いずれも令和4年1月17日許可となっております。

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申請事由		件数	面		積計
			田	畑	
第3条	親子間での生前一括贈与	1	14,386 ㎡	10,030 ㎡	24,416 ㎡

申請事由		件数	面		積計
			田	畑	
第5条	駐車場用地	1	971 ㎡		971 ㎡

証明関係

申請事由		件数	面		積計
			田	畑	
	土地改良法第三条資格者証明	86			

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積計
			田	畑	
所有権移転					
利用権設定		9	21,088 ㎡	7,527 ㎡	28,615 ㎡
	賃借権	8	20,522 ㎡	6,843 ㎡	27,365 ㎡
	使用貸借	1	566 ㎡	684 ㎡	1,250 ㎡
計		9	21,088 ㎡	7,527 ㎡	28,615 ㎡

意見書関係

申請事由	件数	面積		
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	4	12,117 m ²		12,117 m ²
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	1		260 m ²	260 m ²

承認関係

内容	筆数	面積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	2		2,141 m ²	2,141 m ²
松浦市賃借料情報の公表について				

議長 はい。只今事務局から各種報告の説明がありましたが、皆様の方から何かご意見ご質問等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、4の各種報告については以上といたします。5付議事項にはいります。6ページ、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。事件番号1です。譲渡人は、伊万里市東山代町里■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏、譲受人は同住所の■■■■■■■■■■氏です。両名は親子の関係で御厨町の木場から平成9年に伊万里市の方へ転出されております。申請地は、御厨町上登木免字角ノ坂■■■■番、畑1951m²ほか31筆であり、合計で32筆、合計面積が24,416m²です。この度の申請事由は、親子間の生前一括贈与を行うためであります。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が82,117m²、農業従事者は1名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、経営面積に関しましては、現在居住地の伊万里市でも耕作をされている所がございましたので、伊万里市の農業委員会から耕作証明を出していただいて、耕作面積の確認を行っているところです。以上、この件に関しましてご審議いただきますようお願いいたします。

議長 はい。農地法第3条でございますけれども、今事務局の方から説明がありました。伊万里市の方で土地の所在地は御厨町木場免ということで、ここは山口委員さん、土地の所在地が山口委員の担当でございますので、よろしくお願いします。一応地元委員の意見として、どのような状況ということで伺いたいのですが。

推進委員 もともと木場地区の方なんですよね。伊万里の方に移られたので私のはっきりとは。こっちに農地があるのは知っていたのですが。どの辺の農地というのははっきりとは分からないんですけど。（山口委員）

議 長 はい。一応、面積も8町くらいあって、伊万里市が5町以上と松浦市が2町4反くらいあって、農業従事も300日ということで、ほぼ専従で、書類上はそのような感じで取られるんですけども、状況は分からないということですね。見かけたりもしないんですか、御厨で。

推進委員 いやー、ちょっと。見かける機会はありませんね。木場の方に土地持っておられるんで来ておられると思うんですけど。（山口委員）

議 長 この農地が今どういう状況にあるかということも分からないですかね。

推進委員 ほとんど耕作はしてあると思いますが。（山口委員）

農業委員 はい。（挙手）

議 長 はい、どうぞ。

農業委員 農業委員13番の松永です。■■■さんは、もともと木場の出身で、伊万里の方に土地があるということで、そちらで、初めに菊の栽培をされておられましたけども、それを止めて、ヒサカキ柴、これを植えられております。木場でもヒサカキ柴をかなりの範囲で植えておられて、従業員も3、4人雇っておられます。そういったことで、現在も農業をばりばりされておられますので、問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。今お話しがありましたけど、皆さんから何か意見等ございますか。

委 員 （なし）

議 長 他にご意見等ないということで、今現在も農業をやられているということで、お話がありましたので、許可相当と認めます。

次に議案第2号に移ります。農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを説明いたします。事件番号1です。位置図などの関係資料を41から44ページに掲載しておりますので適宜ご覧ください。譲受人は志佐町庄野免■■■番地、合同会社■■■、代表社員、■■■氏、譲渡人は同住所■■■氏です。なお、■■■氏は■■■氏のお父さんで親子関係です。土地の所在地は、志佐町庄野免字九龍山■■■、田、971㎡の一筆で、松浦

市役所から南西に1kmの所にございます。農地区分は、農用区域外の農地であって、小規模で土地改良事業等が行われていない農地であることから第2種農地です。申請の内容は、使用貸借によって駐車場用地として利用するものです。具体的には、転用者は、現在いちご狩りを行うための観光農園を25a程経営しておられます。昨年に関しましては1月から5月の期間で約3000名強の来場者があったということで、現在の来場者用の駐車場では不足しているため、新しく整備するというものです。土地利用計画については44ページの配置図のとおりですが、およそ30cmから50cm程度の切土及び盛土により整地をするということです。その後アスファルト舗装を行い、全部で22台分の駐車区画を整備するものです。なお、図面左下に既存の駐車場を示しておりますが、こちらに縦列駐車で6台から8台ほどしか駐車ができないという状況でございますので、今回の申請に至った次第です。それから、排水は雨水のみで自然流下であります。周辺の状況ですが、北側の一段下がった場所に田がありますが、申請地から土砂などの流出がないように擁壁が設けられて整備がされておりますので、本計画における影響はないものと判断します。最後に、通帳の写しにより資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい。事務局の説明が終わりました。現地確認された松永勝也委員お願いします。

農業委員 はい。農業委員13番の松永です。1月19日に事務局と農業委員3名で現地の確認をしました。現場周辺は■■■■さんの所有地であって、進入路から言うと正面に農道を挟んで森林があり、その間には大きな水路があります。普通はそこにも入っていくものだと思います。また、進入路から行って左に走って、右に走ってですね、30cm程側溝がありましたので、特別問題はないかと思えます。ご審議お願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。問題ないということでございますけども、続きまして地元委員で柿山委員のご意見をお願いいたします。

農業委員 農業委員17番の柿山です。1月19日午前中に現場の立ち合いを行いました。■■■■君におかれては、いちご狩り園をされておられます。先ほども説明がありましたが、年間3000名強の来場者があるということで、大きくなっています。排水計画は、先ほど松永委員さんが言われたとおり、大きい水路が、自然流下となっておりますが、水路を綺麗に整備をされ、排水には問題ないと思えます。転用による周辺の農地の影響におきましても周りみんな、お父さんの■■■■さんの農地になっているので、周辺の農地への影響はないと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。他に皆様の方から何かご意見等ございましたか。

委 員 (なし)

議 長 はい。無いようですので、現地確認をされた委員さん、地元委員さんともに問題ないということでございますので、許可相当の意見を付して進達することといたします。ありがとうございました。

 続きまして、8ページの議案第3号に移ります。土地改良法第3条資格者証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第3号土地改良法第3条資格者証明について説明いたします。本案件は、御厨、志佐、調川、今福にあるそれぞれのため池で県営防災減災事業が予定されておりますが、この事業に参加するためには、土地改良法第3条の資格が必要となっております。このため、事業に参加する者が土地改良法第3条の資格者であるかどうかについて農林課より証明依頼がっておりますので、それに対して証明をするものです。まず、土地改良法に基づく土地改良事業を行う場合は、その事業に係る区域内にある土地については、土地改良法第3条に規定する資格を有する者の3分の2以上の同意が必要となっております。そこで、この土地改良法第3条の資格要件ですが「事業に係る区域内に農地を有し耕作している者」、「若しくは区域内の農地を借りて耕作している者」となっております。あらかじめ、事務局において名簿に登載されている方々が、その資格者であるかどうかを確認しているところです。その結果、登載をされている全ての者が所有者又は耕作者であることを確認しました。つきましては、本案件について、土地改良法第3条資格者であると証明して差し支えないものと判断しております。なお、13ページの矢矢ため池に係る3条資格者において、下から3番目の■■■■氏は水利組合から脱退しているため、この名簿から削除すべきではないかのご意見を事前にいただきました。これを受けまして、農林課へ確認したところ、その後農林課と県と協議をされた結果、水利組合の脱退の有無にかかわらず、土地改良事業における3条資格者であるかどうかの証明は必要であるとのことでありますので、本案件については、3条資格者として名前を削除せず登載したままとしております。以上、本案件につきましてご審議をお願いします。補足でございますが、この事業における補助負担割合は、国が55パーセント、県が29パーセント、市が14パーセント、受益者が2パーセントとなっております。以上よろしく願いいたします。

議 長 はい。事務局の説明が終わりました。6カ所のため池の計画変更による証明ですけれども、今説明がありましたように、土地改良法第3条の資格者であるということを基本台帳等によって確認しておりますので、皆様の方で問題ないかという確認をお願いしたいと思います。6カ所ございますので、それぞれご確認をお願いいたします。

議 長 水を使わないということで脱退されているんですよね。放棄されていると。ということは、すいません、素人の話になるんですけど、米は作れるんですかね。

農業委員 米はだから、水利権は放棄しとる訳ですよね。水をもらえん訳です。だから理屈としてはそうです。（武部委員）

議 長 もう作る意思がないということですね。

農業委員 個人的に言えばね、この人そこに5反あるんですよ。そこを放っておる訳ですね。普通は考えられんですよ。まあ、そういうふうな状況ですね。（武部委員）

議 長 はい、分かりました。他に皆さんから何かございませんか。事務局としては、農地台帳を確認して3条の資格者であるということを確認しておりますので、皆さんからご意見がなければ、こういうことで証明したいと思います。よろしいですか。

委 員 （はい）

議 長 ありがとうございます。それでは議案第3号につきましては、問題ないということで証明していきたいと思います。

農業委員 すいません。11ページの小田ため池の件ですけども。今会長がおっしゃられたもので、ちょっと気になって発言させてもらうんですが、この中で1名欠落しておられるとですけど、別にここに名簿に登載されておられんでも何ら耕作するとに差し支えんですかね。■■■■さんの土地を■■■■さんが買って、残った分の1,000㎡ばかりを■■■■さんが取得しておられるんですよね。そして今農地台帳から見て問題なかったっておっしゃいましたので、欠落しとって良かとかかと、ちょっと感じますので、水利組合長さんの方からこれだけですよって、出してあれば別に良かですか。別に後々問題なかったらあえて良かですけどね。水利組合長の方から申請してあると思うのですが、水利組合長も何で、どうして外してあるのかなと思っ。全然知らなかったですもん、私も。（吉原委員）

事務局 11ページの同意書の分につきましては、農林課からこの名簿でということでしたので、そのまま議案として挙げていますが、吉原委員さんが言われた内容を農林課の方に説明して、今職員がこの名簿で間違いがないのか確認を取っていますので、少しお時間いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

農業委員 はい、よろしくお願いします。（吉原委員）

議長 他にございませんかね。なければ、今農林課の方に確認に行っていますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

農業委員 ちょっと勘違いしていたかもしれないですよ。このため池の水を、水源は小田ため池の水ですが、それを小川に流してそれを集水して、今言った土地が昔からため池ばかりじゃなか、その小川の出水でということの外れたとかも知れんです。だから名簿になかったとかも知れんです。同じ小川の水と取ってしているもんですけん、同じため池の水を流したとをはいはしよるとですけど、そこそこで昔から何か炭鉱の水流事業のあるとかも知れんです。別に何の問題もないとならいいですよ。すいません、何か議事が止まってしまって。どうぞ進行してください。（吉原委員）

議長 農林課に確認を取らせていますので、確認次第報告することといたします。それでは、次に移ります。議案4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案は16ページをご覧ください。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和4年1月28日としております。17ページに、賃貸借権新規分と使用貸借新規分の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いします。

議長 はい。事務局からの説明がありました。新規が9件ございます。それぞれ担当地区分のご確認をお願いいたします。

問題ありませんかね。

委員 （なし）

議長 では、新規の賃貸借が8件、使用貸借が1件について問題ないということで決定していきたいと思います。

それでは、先ほどの続きで事務局の説明をお願いします。

事務局 小田ため池の同意書の名簿の中に■■■■さんが登載されていないということですが、今回は計画の変更ということで、前の、当初の計画の段階で載らないのかということを確認してまいりました。そうしました所、当初から■■■■さんのお名前が無く、計画には賛同されていないような状況でございましたので、今回も■■■■さんの登載がないことについては何ら問題が無いということで確認してまいりましたので、報告をさせていただきます。

議長 よございますかね。

農業委員 はい。（吉原委員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは他に問題がなければ、議案第3号の資格者証明は問題ないということ
で証明をしていきたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、25ページ、議案第5号に入ります。農用地利用配分計画
(案)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第5号「農用地利用配分計画(案)について」農地中間管理事業
の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められました
ので、意見書を提出するものでございます。議案23、24ページの1件目
はAtoBで公社が貸付ける分です。25ページから30ページまでの3件は、
AtoAで公社が貸し付ける分です。それぞれ農業経営の状況等を添付して
おります。審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、説明が終わりました。農業公社との契約でございますけども、担当
委員のご確認をお願いいたします。

何かご意見等ございませぬか。

委 員 (なし)

議 長 ないということですので、配分計画案については、問題ないということ
で意見書を提出するものといたします。どうもありがとうございました。

次に、議案34ページ、議案第6号「時効取得を原因とする農地の権利移
転登記事案について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号「時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について」に
ついて説明いたします。まず、時効取得ですが、こちらについては、民法1
62条に規定があり、他人の土地や不動産を自分のものとして20年以上占
有したもので、法律要件を満たしたときに当事者双方の申請によってその所
有権を取得できるという制度です。本議案はこの時効による所有権の取得が
問題ないかどうかを審議していただくものです。

登記義務者は、御厨町郭公尾免■■■■■、■■■■■氏、登記権利者は、
御厨町郭公尾免■■■■■、■■■■■氏です。農地の表示は、御厨町郭公
尾免字立木■■■■■、畑、112㎡と同149番第2、畑、148㎡の
2筆で合計260㎡です。法務局受付年月日及び受付番号は、令和3年12
月14日受付の第3940号で、登記の原因は平成5年10月10日の時効
取得です。この件について、お二人にそれぞれ状況の確認を行ったところ
です。まず、■■■■■氏に関しましては、今回、土地を調べる機会があり、そこで、
■■■■■氏が利用していた土地の中に■■■■■氏の畑が含まれていたことが初めて知
ったとのことでした。また、■■■■■氏自身も■■■■■氏が利用されていた土地の中
に自分の土地があったことを全く知らなかったというお話をされていました。

このような事情によりまして、平成5年10月10日を登記原因日とした所有権移転登記が完了したのですが、20年以上も所有の意思を持って平穩かつ公然に占有を継続されてきたものですので、この時効取得は問題ないものと思われまゝ。以上、ご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございました。時効取得、20年以上も自分のものとして使っていたということで、通常は名義を変更するんですけども、普通は農家以外の方が農地を持ってないということで黙って契約してお金を払っているけれども、そのままとったということでの時効取得が多いんですよね、例としては。ですけど、この件は農家でありますし、農地を取得できるということで、どちらとも分からずに20年以上経過していたということで、問題ないと思いますが、皆さんの方から何かご質問等ございますかね。

委員 (なし)

議長 ないようですね。ようございますか。

委員 (はい)

議長 ありがとうございます。議案第6号については、時効取得を許可することといたします。

それでは、議案第7号に入ります。議案35ページ。荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを説明いたします。番号1と2は土地の状況としては隣接しておりますので併せて説明いたします。前方スライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。

番号1について、申出人は星鹿町岳崎免■■■■番地、■■■■氏で、土地の所在地は星鹿町下田免字神園■■■■番、畑、495㎡です。

番号2について、申出人は星鹿町岳崎免■■■■番地、■■■■氏で、土地の所在地は星鹿町下田免字神園■■■■番、畑、1646㎡です。

事務局と増山委員さんとで現地の確認を行いました。スライドでは、番号1をアルファベットのA、2をBでそれぞれ示しており隣接しております。今ご覧いただいているように、Bが隣接しているような位置関係です。土地を遠目から見たところなんですけど、星鹿漁港に近いところでありまして、写真①のとおり、2筆が高台にあることが分かると思います。ご覧のとおり、進入路がありません。以前は南の方から入る道があったそうなんですけど、今はそれも全く分からない状況になっておりまして、進入路がないために、今回の確認では、法面をずっと登り上がるような形で確認を行ったところなんです。

右側がだいぶ下がっていて、こういう高低差があるような高台にあるというような形です。こういった状況で、草刈等を行った様子が見受けられたんですけども、よく見ると、ところどころに木の根や雑木の切り株、蔦などが散見されました。おそらく奥の山林・竹林から伸びてきたものと思われました。このAについては、周囲の状況からして、進入路がないということで、農業用機械等による農作業が非常に困難であると思われまます。従いまして、農地に復旧したとしても、継続した営農の見込みがないと思われることから、申出では現況を山林ということですが、現地確認の結果、現況を原野として非農地とすることが妥当ではないかと考えます。

こちらがBです。こちらはずっと山林、竹林です。奥側もBなんですけども、生い茂った様子が確認できました。このように番号2につきましては、既に山林化しているような状況ですので、本人の申出のとおり、山林として非農地判断したときに、「可」と判断することが妥当であると考えます。

以上、2件につきまして、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの説明をお願いします。

推進委員 推進委員6番の増山です。1月19日に事務局と3名で現地確認を行いました。草刈等は見受けられたんですけど、事務局からの説明のとおり、農地として活用するにはちょっと低い方が進入路がありませんので、映像の説明のとおり非農地とすることを私としても同意しますが皆さんいかがでしょうか。ご審議をお願いします。

議 長 地元委員さんからの説明がありましたが、皆さんの方から何かございせんか。

農業委員 はい。星鹿地区は、国土調査は未調査なんですよね。おそらく。今からなんです。その時はちゃんと注意をして、もっと変えるようにするのが普通だんと思うんです。それをしないと、後で非農地証明をしたときには、お金がかかるんですから、それよりか、同調査をしたときにそういうふうなものもプラスした方がいいと思います。私やったらね、地主やったらね、同じ地目やけんそうしてやったらねと思います。そういうことです。（武部委員）

議 長 国調まで待ってした方がいいんじゃないかというご意見がございました。

農業委員 そういうことじゃなくてね。そういうことも踏まえて、どちらかといういと、そういう時にした方がいいんじゃないかと。やっぱり登記はお金がかかるからね。10万とかかかるんですよ。（武部委員）

議 長 事務局の方も、今後使用する予定もなく、「可」ではないかと判断をしています。地元委員においても、非常に進入口もなくで難しいので、残していても段々荒れるのではないかというふうな判断で、事務局と同じ気持ちで、

「可」でいいんじゃないかという意見でございます。皆さんの方でどうですかね。農地にならないというふうな農地でもないようですけども、利用価値がないということですから、中々作っていく人も大変というふうに思うものだと思います。荒れていくというのは分かります。ただ見た目、農地としてどうかということもですね、難しいところですけども。意見も分かれております。どうですかね。地元委員さんがいいということであれば、これで判断したいと思っておりますけど。どうですかね。昔のように、私が事務局をしていた時代のように、農地を守っていきこうという政策でございませぬのですね、まあ、どんどん非農地にしろっていう訳ではないんですけど、全国的にはですね、要するに3人の委員さんで確認したらいいですよっていうふうなことで、非常に非農地の確認も簡素化されているというか、使えないような農地は非農地にしなさい、使っていく農地はきちんと守るっていうふうな、非常に分かれているというか、使っているものは大事に守っていくという、外すものは外すという整理していくという方針でございますので、非農地でも委員さんが良いということであればですね、非農地でもかまわないのではないかなと思います。皆さんの意見としてはどうですかね。

農業委員

今までは、非農地になるときに、どうしても山林化しとって大きな木とか竹山になつとる、とても畑に戻すことは簡単なことではいかないということ、非農地として認めとった訳ですよ。また、一方草を刈ったりしとけば中々認められなかったというのが今までですよ。ただ今回一つ違うのは、私現地見てないので分からないんですけども、現地調査するとに法面を這って登って確認したというふうな話ですし、機械が入れないということであれば、簡単に道を作られるということであれば別ですけども。今までは草を払ってあれば、すぐに機械が入ればトラクターでも畑にすれば耕地になるということ、認めていなかった訳ですけども、そういったことで機械が入らないということであれば、ちょっと農地として残しとくのは難しいのじゃないかと思っております。ただこれを今後も前例として、草払ってもどんどん認めていくというのは、いかがなものかと思っております。今回については、機械が入らない、道がないということで、私も仕方がないんじゃないかと思っております。（吉原委員）

議長

はい、ありがとうございます。ということで、そういう処理をしたいと思っておりますけども、今言われたように、こういった例が出できますので、その辺ははっきり今後機械とか何とか入ることができない、今後使用することができない不可能だという条件付きで出すということで、よございませぬ。

委員

(はい)

議長

ということで、議案第7号については、非農地通知を発行することといたします。ありがとうございます。

最後になりましたが、36ページ、議案第8号「松浦市農地賃借料情報の公表について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第8号「松浦市農地賃借料情報の公表について」説明いたします。令和3年1月から令和3年12月までに締結された10アール当たりにおける賃借料について、農地法52条に基づき公表することとしております。

項目としては、田畑、用途ごとに、地区別に分類して平均額と最高、最低額を算出しております。なお、集計する際に、明らかに特別な事情により取引されているものを除くために、地区ごと全データの上から3割、下から3割を除いた形で算出しております。過去からこういう形での算出の仕方しております。賃借料は物納で支払ったというものについては、現金に換算して算出しております。例えばお米の場合には、1等米と2等米の平均ということで12,100円で換算しています。台帳は田、現況も田の分を読み上げさせていただきます。地区別に平均額、最高額、最低額、データ数の順で読み上げます。旧松浦地区、平均額7,900円、最高額15,000円、最低額2,700円、データ数402件、福島地区5,900円、10,500円、3,500円、28件、鷹島地区10,100円、15,000円、3,300円、20件です。以下資料のとおり記載となっております。裏面には項目別に過去5年間の賃借料の推移を記載しております。賃借料のパーセントは前年比となっております。以上、この内容で公表してよいかご審議よろしくお願いたします。

議長

今事務局から説明がありましたが、説明どおり上から3割、下から3割、6割を省いて真ん中の40%を数字で出しているというものですから、全体的には数字は合わなくてもですね、中央の40%を出しているの、平均的になっている金額ではないかと思っております。皆さんでよく見ていただいて、何か質問等あれば受けたいと思います。

事務局

公表の仕方としましては、松浦市ホームページに掲載しております。それで農地の賃借料はどれくらいだろうかと、時々問い合わせがありますので、これはあくまでも参考になりますので、参考数字として示させていただいているところです。ですので、この金額のとおりしてくださいということではなくて、あくまでも参考ということで示すということになっております。

議長

先ほど申しましたように、平均的な数値になっておりますので、それぞれの地区で何か問題がございませんかね。なければこのように公表していきたいと思っております。よろしいでしょうか。

委員

(はい)

議長

ありがとうございました。それでは松浦市の賃借料情報については、このようにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議事については、以上で終了いたします。6番目の協議事項に入ります。

冒頭言いましたように、農業者年金の加入推進について、12月以降の経過と実績について、事務局から説明があります。よろしくお願いします。

事務局

結論から申しますと、今月に入りまして、3名の方に加入していただきました。今年度の松浦市の目標2名を達成したということになります。お一人目は鷹島町の原地区の22歳の農大4年生の方で、お父様は肉用牛の経営をされていまして、認定農業者で青色申告です。家族経営協定をすれば息子さんは政策支援の該当になるのですが、将来のためにたくさん掛けておきたいということで通常加入をされました。あとお二人は志佐町の商店街で自営業をされているご夫婦です。農地を5反以上持ってらして、店舗と一緒に農地も耕作されているということで、従事日数もクリアされていますので、36歳なんですけど、保険料は通常加入で納めるということで手続きをされました。

目標は、皆様のご協力もあってクリアすることができましたが、この制度自体は、目標に関わらず、農業者の将来にとって良い制度ですので、引き続き推進をしていただいて、今コロナでなかなか難しいとは思いますが、電話等で制度だけでも説明をしていただくとか、詳しい内容については私の方までご連絡いただきたいと思います。それで、鷹島地区の委員さんと志佐地区の委員さんには、加入推進名簿の変更がございましたので、配布しております新しい名簿をご確認いただきますようよろしくお願いします。

何かご質問等がなければ、説明は以上とさせていただきます。引き続き加入推進につきまして、よろしくお願いいたします。

事務局

- ・「活動日誌の提出について」
- ・「2月開催予定の第3回最適化推進会議について」

議長

以上で予定をしておりました事務局からの協議事項について終了します。これもちまして、1月の農業委員会定例総会を終了します。次回の農業委員会総会は、2月24日（13時30分～ 場所 市民ホール）といたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 28 分